

益田市単独土地改良事業補助金制度

◆制度の概要

農地や農業用施設に関する整備を行う場合や、災害の復旧が必要な場合に必要な経費の一部を助成します。

◆対象となる工事の例

・農地整備事業

区画整理工事、暗渠排水工事、農地(基盤)造成工事 等

・農業用施設整備事業

用水路・排水路の整備補修、用排水機(ポンプ等)の整備補修、安全施設の設置 等

・農地災害復旧事業

水害等で崩れた畦畔や、ほ場法面の復旧、流入した土砂の撤去 等

・農業用施設災害復旧事業

水害等により土砂で閉塞した水路の土砂撤去、破損した水路の復旧 等

※国・県の補助金の交付を受けて行うものは対象になりません。

◆補助金額について

事業に要する経費（１０万円以上２００万円まで）の３０％

※上記により補助金の上限は６０万円

◆利用できる方

市内で農地を所有もしくは管理する団体又は個人。

◆お問い合わせ先

益田市産業経済部 農林水産課 整備係 TEL：0856-31-0675

手続きの詳細は、裏面をご覧ください。

補助金交付手続きの流れ

